



鳥取県公報

令和2年4月3日(金)
第9189号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による指定医療機関の変更の届出(177) (福祉監査指導課) 2 |
| | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出(178) (〃) 2 |
| | 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(179) (〃) 3 |
| | 鳥取県立総合療育センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託 (180) (子ども発達支援課) 3 |
| | 指定障害児通所支援事業者の指定(181) (中部総合事務所福祉保健局) 3 |
| ◇ 公 告 | 猟銃安全指導委員の委嘱(警察本部生活安全企画課) 4 |
| | 少年指導委員の委嘱(警察本部少年・人身安全対策課) 5 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施(3件) (教育委員会事務局教育環境課) 5 |

告 示

鳥取県告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から病院及び指定訪問看護事業者等並びに訪問看護ステーション等の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 病院

| 名 称 | 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|----------------|------------|-----------|
| 社会医療法人同愛会 博愛病院 | 米子市両三柳1880 | 令和2年2月1日 |

2 指定訪問看護事業者等

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 変更年月日 |
|-----------|------------|------------------------|--------------|----------|
| 社会医療法人同愛会 | 米子市両三柳1880 | 社会医療法人同愛会 訪問看護ステーション博愛 | 米子市両三柳1880 | 令和2年2月1日 |

鳥取県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|-----------|------------|--------------------------|---------------|-------------|----------|
| 社会医療法人同愛会 | 米子市両三柳1880 | デイケアやわらぎ | 米子市新開四丁目11-13 | 通所リハビリテーション | 令和2年2月1日 |
| " | " | ショートステイやわらぎ | " | 短期入所療養介護 | " |
| " | " | ユニット型短期入所療養介護ショートステイやわらぎ | " | " | " |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|-----------|------------|-------------|---------------|-----------------|----------|
| 社会医療法人同愛会 | 米子市両三柳1880 | デイケアやわらぎ | 米子市新開四丁目11-13 | 介護予防通所リハビリテーション | 令和2年2月1日 |

| | | | | | |
|---|---|----------------------------------|---|------------------|---|
| 〃 | 〃 | ショートステイや わらぎ | 〃 | 介護予防短期入 所療養介護 | 〃 |
| 〃 | 〃 | ユニット型短期入 所療養介護ショ ートステイやわらぎ | 〃 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|-------------|---------------|----------------|--------------|------------|------------|
| 社会福祉法人境港福祉会 | 境港市夕日ヶ丘二丁目100 | デイサービスセンター夕日ヶ丘 | 境港市夕日ヶ丘二丁目92 | 認知症対応型通所介護 | 令和元年12月17日 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|-------------|---------------|----------------|--------------|----------------|------------|
| 社会福祉法人境港福祉会 | 境港市夕日ヶ丘二丁目100 | デイサービスセンター夕日ヶ丘 | 境港市夕日ヶ丘二丁目92 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 令和元年12月17日 |

鳥取県告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立総合療育センターの利用に係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社ニチイ学館

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

鳥取県告示第181号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称 | 指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地 | 障害児通所支援事業の種類 | 指定年月日 |
|---------|------------|-------------------------|--------------------------|--------------|--------|
| 株式会社B B | 倉吉市湊町569 | スイッチーズ | 倉吉市広栄町889-9 | 児童発達 | 令和2年4月 |

| | | | | | |
|---|-----|--|--|-----------------------|-----|
| 3 | - 5 | | | 支援、放課 後等デイス ービス | 1 日 |
|---|-----|--|--|-----------------------|-----|

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

令和2年4月3日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 猟銃安全指導委員の氏名、住所、活動区域

| 氏 名 | 住 所 | 活 動 区 域 |
|-----------|---------------|---------------------------|
| 小 谷 豊 蔵 | 鳥 取 市 猪 子 | 鳥 取 警 察 署 の 管 轄 区 域 内 |
| 林 田 英 雄 | 鳥 取 市 西 今 在 家 | |
| 田 中 晋 | 岩 美 郡 岩 美 町 | |
| 田 中 由 紀 雄 | 八 頭 郡 若 桜 町 | 郡 家 警 察 署 の 管 轄 区 域 内 |
| 山 本 清 | 八 頭 郡 八 頭 町 | |
| 安 木 均 | 鳥 取 市 河 原 町 | 智 頭 警 察 署 の 管 轄 区 域 内 |
| 加 藤 修 | 八 頭 郡 智 頭 町 | |
| 秋 田 典 昭 | 鳥 取 市 青 谷 町 | 浜 村 警 察 署 の 管 轄 区 域 内 |
| 林 原 一 紀 | 倉 吉 市 福 守 町 | 倉 吉 警 察 署 の 管 轄 区 域 内 |
| 田 邊 祐 吉 | 倉 吉 市 古 川 沢 | |
| 門 脇 正 人 | 東 伯 郡 琴 浦 町 | 琴 浦 大 山 警 察 署 の 管 轄 区 域 内 |
| 汐 田 二 千 六 | 西 伯 郡 大 山 町 | |
| 柴 垣 信 司 | 米 子 市 大 篠 津 町 | 米 子 警 察 署 の 管 轄 区 域 内 |
| 田 中 正 範 | 米 子 市 淀 江 町 | |
| 田 子 信 朗 | 西 伯 郡 南 部 町 | |
| 渡 部 龍 洋 | 境 港 市 森 岡 町 | 境 港 警 察 署 の 管 轄 区 域 内 |
| 松 本 晋 也 | 西 伯 郡 伯 耆 町 | 黒 坂 警 察 署 の 管 轄 区 域 内 |
| 白 石 賢 一 | 日 野 郡 日 野 町 | |

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

| 警察署 | 電話番号 |
|---------------|--------------|
| 鳥 取 警 察 署 | 0857-32-0110 |
| 郡 家 警 察 署 | 0858-72-0110 |
| 智 頭 警 察 署 | 0858-75-0110 |
| 浜 村 警 察 署 | 0857-82-0110 |
| 倉 吉 警 察 署 | 0858-26-7110 |
| 琴 浦 大 山 警 察 署 | 0858-49-8110 |
| 米 子 警 察 署 | 0859-33-0110 |
| 境 港 警 察 署 | 0859-44-0110 |
| 黒 坂 警 察 署 | 0859-74-0110 |

3 猟銃安全指導委員の任期

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

令和2年4月3日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

| 氏 名 | 住 所 | 活 動 区 域 |
|---------|-----------|--|
| 山 根 功 | 鳥取市今町一丁目 | 鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域) |
| 高 住 洋 一 | 鳥取市瓦町 | |
| 小 田 淳 | 倉吉市上井町一丁目 | 上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域) |
| 米 田 康 行 | 倉吉市上井 | |
| 内 田 幸 治 | 米子市末広町 | 米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域) |
| 關 透 | 米子市皆生五丁目 | 皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域) |
| 木 村 一 也 | 境港市小篠津町 | 境港市街地区 (境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域) |
| 寺 本 勤 | 境港市外江町 | |

2 少年指導委員の任期

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県立学校（東部地区）校内LAN運営支援業務 延べ11,880時間

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和2年7月1日から令和5年6月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行う。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達案件に係る1人1時間当たりの単価（1円未満の端数は認めない。）を見積ること。

ウ 本件調達に係る契約は単価契約とするので、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求においては、契約金額に当該月に履行した業務実績時間を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとする。

エ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有しないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年4月10日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

ウ 令和2年4月3日（金）から同年5月21日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 令和2年4月3日（金）から同年5月21日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達と同種の契約又はWindows Serverのアクティブディレクトリ及びファイルサーバシステムの構築に係る契約を、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

カ 本件調達に係る業務の実施に当たり、入札説明書別添県立学校（東部地区）校内LAN運営支援業務仕様書の7の(2)に記載する派遣技術者の監督及び業務の技術的指導を行うことができる者を本件業務の技術責任者（以下「技術責任者」という。）として1名以上配置できる者であること。

なお、技術責任者は次のいずれかの要件を満たす者であること。

(ア) MCP（マイクロソフト認定資格プログラム）のうちMC SA（マイクロソフト認定ソリューションアソシエイト）のWindows Server 2016、Windows Server 2012又はWindows Server 2008の資格を有している者

- (イ) 独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験の試験区分のうちITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験以外のいずれかの試験に合格している者
- (ウ) CompTIA（コンピューティング技術産業協会）が主催するCompTIA A+の試験に合格している者
- キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体に関する要件
- ア 構成員は、(1)のア、ウ、エ及びキの要件を全て満たしていること。
- イ 構成員の1以上の者は、(1)のイ、オ及びカの要件を満たしていること。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- (ア) 目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資比率又は役割分担
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 取引金融機関
- (サ) 解散後の契約不適合責任
- (シ) その他必要な事項
- 3 契約担当部局
鳥取県教育委員会事務局教育環境課
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当
電話 0857-26-7431
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 仕様に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県教育委員会事務局教育環境課
- (3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (4) 入札説明書の交付方法
入札説明書は、令和2年4月3日（金）から同月22日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年4月3日（金）から同月22日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年5月18日（月）から同月21日（木）までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（水）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和2年5月21日（木）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1） 本件入札は、電子調達システムによる電子入札又は紙入札により行うものであること。

（2） 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（3） 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（4） 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和2年4月22日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（5） 入札参加者は、（4）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書にを入力し、又は入札書に記載した金額に11,880を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に11,880を乗じて得た金額に当該金額の10パーセント相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) 電子証明書
本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。
- (7) その他
詳細は入札説明書による。

8 Summary

- (1) Dispatch of experts to support information processing at prefectural school in East Region of Tottori Prefecture
- (2) April 22, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) May 21, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders
(May 20, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量
県立学校（西部地区）校内LAN運営支援業務 延べ10,260時間
- (2) 業務の仕様
入札説明書による。
- (3) 業務の期間
令和2年7月1日から令和5年6月30日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法等
ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行う。
イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達案件に係る1人1時間当たりの単価（1円未満の端数は認めない。）を見積ること。

ウ 本件調達に係る契約は単価契約とするので、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求においては、契約金額に当該月に履行した業務実績時間を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとする。

エ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有しないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年4月10日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

ウ 令和2年4月3日（金）から同年5月21日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 令和2年4月3日（金）から同年5月21日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達と同種の契約又はWindows Serverのアクティブディレクトリ及びファイルサーバシステムの構築に係る契約を、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

カ 本件調達に係る業務の実施に当たり、入札説明書別添県立学校（西部地区）校内LAN運営支援業務仕様書の7の(2)に記載する派遣技術者の監督及び業務の技術的指導を行うことができる者を本件業務の技術責任者（以下「技術責任者」という。）として1名以上配置できる者であること。

なお、技術責任者は次のいずれかの要件を満たす者であること。

(ア) MCP（マイクロソフト認定資格プログラム）のうちMC SA（マイクロソフト認定ソリューションアソシエイト）のWindows Server 2016、Windows Server 2012又はWindows Server 2008の資格を有している者

(イ) 独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験の試験区分のうちITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験以外のいずれかの試験に合格している者

(ウ) CompTIA（コンピューティング技術産業協会）が主催するCompTIA A+の試験に合格している者

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

- ア 構成員は、(1)のア、ウ、エ及びキの要件を全て満たしていること。
- イ 構成員の1以上の者は、(1)のイ、オ及びカの要件を満たしていること。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率又は役割分担

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後の契約不適合責任

(シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年4月3日(金)から同月22日(水)までの日にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年4月3日(金)から同月22日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平

成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年5月18日(月)から同月21日(木)までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日(水)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和2年5月21日(木)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、電子調達システムによる電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年4月22日(水)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に輸入し、又は入札書に記載した額に10,260を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に10,260を乗じて得た金額に当該金額の10パーセント相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Dispatch of experts to support information processing at prefectural school in West Region of Tottori Prefecture

(2) April 22, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 21, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(May 20, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 田 中 宏 明

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立境港総合技術高等学校情報処理室ほか（2室分）パソコン等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和2年9月1日から令和7年8月31日まで

(4) 納入期限

令和2年8月31日（月）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年4月9日（木）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- （3） 令和2年4月3日（金）から同年5月14日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4） 令和2年4月3日（金）から同年5月14日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5） 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和2年4月3日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- （6） 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

（1） 入札手続等に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

（2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（3） 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年4月3日（金）から同月24日（金）までの日にインターネットのホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年4月3日（金）から同月24日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。ただし、令和2年4月24日（金）は午前9時から正午までの交付時間とする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月14日（木）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月13日（水）午後5

時までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。
- (2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年4月24日(金)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set

(2) April 24, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 14, 2020 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(May 13, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School

925 takenouchi-cho Sakaiminato-shi, Tottori 684-0043 Japan

TEL : 0859-45-0411